

令和4年度(2022年度)小規模事業所対象

# 産業保健に関する健康相談が 受けられます（相談は無料）

石川県小松能美地域産業保健センターでは、労働者50名未満の小規模事業場に対する

- ①『健康診断結果に基づく医師の意見聴取』、
- ②『労働者の健康管理にかかる健康相談』、
- ③『長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導』、
- ④『保健師による保健指導』などを実施しています。

当センターでは、多くの皆様に健康相談を利用して頂けるように下記の医療機関で医師の協力を得て行っており相談については原則無料です。なお、相談内容等に関するプライバシーの保護に配慮しております。また、新型コロナウイルス感染症への対応をとっております。

## ◎ 相談医療機関一覧

### 小松市

栗津神経サナトリウム	小野江医院	小松ソフィア病院	上小松クリニック
広崎医院	森田病院	湯浅医院	

### 能美市・川北町

あさもとクリニック	きだ整形外科クリニック	寺井病院	徳久医院
にしかわクリニック	みもうクリニック	村本内科胃腸科医院	やなせ医院
米島医院	川北温泉クリニック		

※相談医療機関は令和4年3月22日現在です。変更になる事もあります。

## 小松能美地域産業保健センター（事務局：小松市医師会）

小松市医師会、能美市医師会、小松労働基準協会、小松労働基準監督署  
独立行政法人労働者健康安全機構石川産業保健総合支援センター、石川労働局

お問い合わせは、小松市医師会 電話 0761-22-2714

## 地域産業保健センターで実施している主な健康相談の概要

※下記の①～③は、労働安全衛生法により事業者に義務付けられています。

### ① 『健康診断結果に基づく医師の意見聴取』

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見のあった労働者に関してその健康を保持するための必要な措置について医師から意見を聴くことができます。事業者（担当者）が有所見労働者の健康診断結果表を病院に持参（又は郵送）して行います。

※当センターでは右の意見シール（又はこれに準じた物）を健診結果表に貼っており医師がここに記入します。

意見を述べた医師氏名	丸印 ・ 通常勤務 をつ ・ 就業制限 ける ・ 要休業
年 月 日	小松能美地域産業保健センター

### ② 『労働者の健康管理にかかる相談』

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果で、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常等の所見があった労働者（有所見者）に対し、医師または保健師が日常生活面での指導を行います。

また、メンタルヘルス相談として「こころの健康」に不安を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。あるいは、専門機関をお知らせします。

### ③ 『長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導』（対象者から申出があった場合）

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。この場合の対象は時間外・休日労働時間が月 80 時間超えの場合とその他（事業所の基準超え）の場合になります。

面接指導には、健康診断結果表のほか勤務状況の分かる書類、疲労度チェックリスト（当センターで準備します）等が必要です。

面接指導は、医師が労働者本人と面接し複数の書類の確認等も必要ですので、1回(1日)あたりにできる人数に限りがありますのでご了承ください。

※なお、地域産業保健センターで行う面接指導は一人年1回のみです。

#### ④ 『保健師による保健指導』

保健師が事業所の要望により訪問し従業員個々又は全体に具体的な保健指導を行います。

医師の意見聴取の結果等で生活習慣等の改善などが必要な場合にも対応しますのでご利用ください。

---

### ◎小松能美地域産業保健センター利用手順

裏面の健康相談・面接指導の「利用申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで申し込下さい。記入漏れの無いようにお願いします。

なお、対象事業所は労働者50名未満の小規模事業所となります。

事業所から申込みFAXが届きました後は、下記の手順となります。

なお、確認等必要な場合は、産業保健センターへ電話でご連絡ください。

#### コロナ禍での対応

「健康診断結果に基づく医師の意見聴取」については、健診結果表を郵送でやり取りします。相談者と医師の面談はありません。

事業の流れは次のようになります。

- ① 事業所から当センターに利用申込書をFAX
- ② 当センターから事業所に健診結果表の提出依頼
- ③ 事業所から当センターに健診結果表を郵送  
【返信封筒（レターパック）をつける】
- ④ 当センターで内容確認し医療機関へ郵送
- ⑤ 医療機関で記入し当センターへ郵送
- ⑥ 当センターから事業所に返送

なお長時間労働者・高ストレス者の面接指導は別途対応となります。

# 申込先FAX(0761)23-3449

小松能美地域産業保健センター 宛

## 「健康相談・面接指導」利用申込書 (令和4年[2022年]度版)

事業場	事業所名	
	所在地	
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計 人)
	事業内容	
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
	注:労働者本人からの申込の場合は、担当者欄に本人の氏名を記入し、後ろに本人と注記下さい。	
	本社、親企業等の情報	本社、親企業の名称: 事業所の所属する本社、親企業の全労働数: 人 本社、親企業の産業医数(産業医 名、内総括産業医:いる・いない)
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理に関する相談 (対象者 名) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取(対象者 名) <u>※健康診断結果がそろってからお申込み下さい。</u> 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 5 保健師による保健指導(事業所訪問) (対象者 名) 6 その他( ) (対象者 名)	
その他連絡、要望事項があればご記入下さい		

◎電話、FAX番号は必ずご記入ください。

◎長時間・高ストレスの面接指導の必要書類については、受付後改めて連絡します。

※下記事項をご一読頂き、いずれかにチェックして下さい。 はい いいえ

- 1 就業する事業所は50人未満です。
- 総括(統括)産業医の居る企業は支店営業所等で50人未満でも対象外になります。
- 2 健康相談・面接指導は治療目的でないことを理解しています。
- 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。

問合せ先:小松市医師会 電話 0761-22-2714

※2月3月受付分は、次年度になりますのでご了承下さい。